

令和4年11月調製

畜産農家用

農業所得 収支計算の手引き

庄原税務署
庄原市

この資料は大切に保存していただき、申告の参考にしてください。

目 次

(内 容)	ページ
1 申告までの流れ	1
2 農業に関して保存しておく書類	1~2
3 農業所得の収入金額	3
4 農業所得の必要経費	4
5 減価償却費の計算	5~8
6 収支内訳書の作成	9~10
月別集計表の記載例	11~12
収支内訳書(農業所得用)の記載例	13~14
減価償却資産の耐用年数表	15~17
【参考】固定資産税(土地・家屋)課税明細書	18
7 畜産農家特有の収入金額	19
8 畜産農家特有の必要経費	19
9 畜産農家特有の減価償却の計算	20~21
10 免税・5%課税・総合課税の概要	22~23
11 免税所得と非課税所得の違い	23
12 家畜共済金の取り扱い	23

問い合わせ

ご不明な点は次のところまでお問い合わせください。

庄原税務署	TEL (0824)72-1001
庄原市 総務部 税務課 市民税係	TEL (0824)73-1146
西城支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824)82-2124
東城支所 市民生活室 市民生活係	TEL (08477)2-5121
口和支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824)87-2112
高野支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824)86-2115
比和支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824)85-3001
総領支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824)88-3063

1 申告までの流れ

農業収支計算(収入－支出＝所得)では、その年(暦年)の1月～12月の間について、農業の実際の『収入金額(販売額・家事消費分等)』から『必要経費』を差し引き、**実額**で『農業所得』を計算します。

①(取引の都度)

収入・経費に関する
帳簿記帳と書類の保存

- 貯金通帳・請求書・領収書(レシート)等を中心に、収入と経費を帳簿に記帳し、証明書類等を保存します。

【現金取引分を紛失しないよう注意してください。】

②(12月～1月)

収入・経費の
1年間の集計

- 記帳した帳簿をもとに、月別集計表等に書き出してまとめをします。
- 家事消費は、1年間分を一括して計上します。
- 経費については、必ず生活費部分を除いてください。

③(1月～2月)

収支内訳書・申告書
の作成

- 月別集計表から、収支内訳書の該当科目に転記します。
- 取得価額10万円以上の機械等は、減価償却費の計算が必要です。
- 収支内訳書はご自身で作成して、申告書に添付してください。

④2月16日～3月15日

収支内訳書・申告書
の提出

- 控は、保存期間により必ず保存してください。
(翌年以降に役立ちます。)

2 農業に関して保存しておく書類

(1) 帳簿等保存の必要性と保存期間

収支計算を行うためには、帳簿を中心に、さまざまな証明書類(請求書、領収書、預金通帳等)を保存することが不可欠です。保存した書類は所得計算の根幹であり、また、ご自分で申告した内容を立証するものですから書類が残っていないと、結果的にご自身が不利益(経費不算入)を被ることにもなりかねません。

書類の保存期間は次のとおりです。

帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

なお、税法の保存期間は上記のとおりですが、建物・機械に関する減価償却などもあると思われますので、いずれについても**償却期間が終了するまでの保存をおすすめします。**

(2)保存方法等

申告年分ごとに整理し、紙袋やダンボールなどに入れて保存するとよいでしょう。なお、以下の内容を参考に、保存方法や保存場所をしっかりと決めておきましょう。

- 必要経費の支払に関して受け取った書類は、その都度、該当する経費科目別に帳簿へ記帳した後に所定の方法により保管する。
- 経費科目ごとに専用封筒を作成し、その都度、該当する封筒の中に入れる。
- 現金購入のレシートなど小さなものは、紛失しないよう(ノートに貼付する等)、特に注意して保存する。

(3)保存しておく書類

《収入》を証明する書類

科 目	収支内訳書 の番号記号	必 須	保 存 し て お く 書 類 (例)
販 売 金 額	①	貯 金 通 帳	米穀その他の販売計算明細書、請求書(控)、領収書(控)
家事消費・事業消費	②		家事(事業)消費に計上した金額の計算メモ[種類・数量・単価]
雜 収 入	③		雜収入の金額がわかる計算明細書、領収書(控)など

【経費】を証明する書類

科 目	収支内訳書 の番号記号	必 須	保 存 し て お く 書 類 (例)
雇 人 費	⑧	貯 金 通 帳 ・ 領 收 書 (レ シ ー ト) ・ 請 求 書 は 必 ず 保 存	支払った農作業料金の領収書
小 作 料・賃 借 料	⑨		小作料の領収書、ライスセンター・カントリーエレベーター利用料金通知書、振込通知書
減 価 償 却 費	⑩		減価償却資産を購入した際の契約書、領収書、農機具販売証明書
利 子 割 引 料	⑪		農業に関して借り入れた金融機関からの返済予定表
租 稅 公 課	イ		固定資産税の通知書(課税明細書)、領収書
種 苗 費	ロ		
素 畜 費	ハ		
肥 料 費	ニ		
飼 料 費	ホ		
農 具 費	ヘ		
農 薬 衛 生 費	ト		
諸 材 料 費	チ		
修 繕 費	リ		
動 力 光 熱 費	ヌ		
作 業 用 衣 料 費	ル		
農 業 共 濟 掛 金	ヲ		
荷 造 運 貨 手 数 料	ワ		
土 地 改 良 費	カ		
雜 費	ツ		

- ・貯金通帳からの引落し明細書
(購買ご利用明細書)
- ※通帳と伝票をダブらせないこと。
- ・現金購入の領収書やレシート
- ・各種の伝票類など

土地改良区から受け取る賦課金徴収証明書
雑費を証明する書類

3 農業所得の収入金額

次のようなものが、農業の収入になります。

《収入》とその内容

科 目	取扱内訳書の 番号記号	収 入 の 内 容	留意事項
販 売 金 額	①	イ 農産物(米・野菜・果樹・花きなど)の販売金額(委託販売) ロ 自主流通米 ハ 農産物の個人売買、業者への販売、青空市・無人市での販売 ニ ワラ、もみ殻などの副産物の販売 ホ くず米、もち米、しめ縄、もち代など	家族名義の出荷が計上漏れにならないよう注意してください。
家 事 消 費 事 業 消 費	②	ヘ 米の自家消費(保有米・縁故米) ト 野菜の自家消費 チ 現物支給による米などの事業消費	* 自家消費 は年間分を一括計上します。 * 事業消費 は、現物を金額に置き換えて収入・経費に同じ額を計上します。
雑 収 入	③	リ 農作物に対する各種共済金、補償金・補填金・交付金等(経営所得安定対策など) ヌ 農業の休止、転換、廃止に伴う農業収益の補償金 ル 農業の各種補助金、奨励金(市等からの給付金など) ヲ 少額な減価償却資産(10万円未満で購入した少額の農機具や備品など)の譲渡 ワ 農業主が受け取ることになる中山間地域等直接支払制度交付金(証明書の金額) カ 農業申告主が受け取る営農集団からの役員報酬、出役賃金、機械賃貸料 など	

1 小作料収入・電柱の敷地料・営農集団から受け取る地代などは、本来は「不動産所得の収入」ですが、他に貸付けている不動産がない場合は、農業の雑収入に含めても差し支えありません。

2 次のものは営農通帳に振込みされる場合が多いですが、農業収入に含めないでください。

- 農業委員手当 給与所得の収入
- 営農貯金や各種預貯金の利息 利子所得の収入
※ 一般的に、利子所得は、源泉分離課税ですから、申告は不要です。
- 農協への出資に対する配当金 配当所得の収入

3 農業主以外が受け取る中山間協定組合や営農集団からの役員報酬、賃借料、出役賃金は、受け取った人の雑所得になります。たとえ、名目が給料・賃金となっていても給与所得には該当しません。

※ 営農集団等は民法上の「任意組合」とされており、財産等を共有する「個人の集合体」であり、給与所得の要件である雇用関係(いわゆる“主従的な関係”)が法律上存在しないためです。

4 帳簿記載事項

- (1) 収入に関する事項として、農産物の収穫(①収穫の年月日②農産物の種類③数量)及び農産物の売上(①取引の年月日②売上先その他取引の相手方③金額)を記入します。
- (2) 費用に関する事項として、雇人費・小作料・減価償却費・利子割引料及びその他の経費に区分しそれぞれの(①取引の年月日②事由③支払先④金額)を記載します。

4 農業所得の必要経費

次のようなものが、農業の経費になります。

《経費》とその内容

科 目	収支内訳書の 番号記号	経 費 の 内 容	必 要 経 費 に な ら い も の
雇 人 費	⑧	農作業に係る支払給料や現物支給、請負耕作料、賄費等	同一生計の家族への支払
小作料・賃借料	⑨	小作料、機械賃借料、共同施設(ライセンサー、カントリーエレベーター)使用料	
減 価 償 却 費	⑩	取得価額10万円以上の農業建物、機械、車両等の償却費	5ページ以降を参考
利 子 割 引 料	⑫	農業用(農業用資産取得のため)借入金の支払利息等	元金部分
租 稅 公 課	イ	農業部分の固定資産税、自動車税(農業の用に供した車両)、印紙、部会費、水利費	所得税、市県民税、国保税等
種 苗 費	ロ	種子、苗、種いも代、苗木購入代、育苗センターへの支払等	
素 畜 費	ハ		
肥 料 費	ニ	化学肥料、たい肥の購入費等	
飼 料 費	ホ		
農 具 費	ヘ	使用可能期間が1年未満か購入額10万円未満の農具代(10万円以上は減価償却計算)	
農 薬 衛 生 費	ト	農薬購入や共同防除負担金、除草剤等	
諸 材 料 費	チ	生産資材(ビニール・繩・支柱など)の購入費等	
修 繕 費	リ	農業用施設、建物、農機具、トラック等の修理代、車検費用	
動 力 光 熱 費	ヌ	農業に使用した電気、ガソリン・軽油等の燃料費	
作業用衣料費	ル	作業衣、長靴、手袋、合羽、帽子等	
農業共済掛金	ヲ	水稻、農業施設に対する共済掛金(居住部分を除く) (納屋・農機具小屋など)	生保の掛金、建更のうち積立部分
荷造運賃手数料	ワ	出荷用資材費(米袋など)、農協や市場等の運賃・手数料	
土 地 改 良 費	カ	土地改良費のうち必要経費部分	
(空 欄)	ヨ リ ソ	該当する科目がない場合で雑費以外の科目を設定する時に「空欄」を活用します。 例: 営農集団利用料など	
雜 費	ツ	上記以外で農業を經營する上で必要な費用 (農業新聞など)	

〈備考〉 ハ「素畜費」・ホ「飼料費」は、19ページを参照ください。

《留意事項》 1 家事費(生活費)は、農業の経費になりません。また自分や家族が働いた日当(自家労賃)も経費なりません。

2 以下の経費科目には、家事費が混在している場合が多いので、確実に除いてください。

租税公課(固定資産税・自動車税)、動力光熱費(燃料費・電気・水道)

共済掛金(車両任意保険・JA建更)、減価償却費

なお、農業用・家用いづれにも使用している費用は、合理的に見積もって、家事費部分を減算する必要があります。

5 減価償却費の計算

(1) 減価償却の意味

農業用の建物・車両・農機具等で、**取得価額10万円以上**のものは、決められた年数(耐用年数)により割算(償却)し、少しづつ経費に計上していきます。

したがって、その年に大型農機具等を購入しても、その全額をその年に経費にすることができません。

取得価額による経費への計上方法の違いは、以下のとおりです。

1台の取得価額	取扱い	備考
10万円未満	全額を購入した年の経費に計上できる	『農具費』に計上します。
10万円以上 ～ 20万円未満	①または②のどちらかが選択できる ①3年間での均等償却が可能 ※年中の購入は月割計算しない ②通常の減価償却費の計算	【計算例】①を選択した場合 令和4年4月1日に18万円の防除機を購入 令和4年 $18\text{万円} \times 1/3 = 6\text{万円}$ 令和5年 $18\text{万円} \times 1/3 = 6\text{万円}$ 令和6年 $18\text{万円} \times 1/3 = 6\text{万円}$ 合計 18万円 《3年間で全額を経費に計上することができます。》
20万円以上	必ず減価償却費の計算が必要となる	耐用年数を基に計算し計上します。

*なお、国、県、市等から補助金が交付される資産を取得した場合は、その補助金を差し引きした後の価額を上記に当てはめて判断することとなります。

(2) 減価償却資産の把握

減価償却費の計算を行う場合、何を、いつ、いくらで買ったかが重要なポイントになりますので、その契約書や領収書等を大切に保存してください。

(3) 主な農業用資産の耐用年数と償却率

種類	用途・構造	細目	耐用年数	償却率	
				H19.4.1 以後取得分	H19.3.31 以前取得分
				定額法	旧定額法
建物	木造	倉庫用、作業場(納屋)	15	0.067	0.066
	金属造	骨格材の肉厚で耐用年数が異なるため注意してください。			
農業用 設備	トラクター	歩行型(耕運機)	7	0.143	0.142
		その他(例:乗用型トラクター)	7	0.143	0.142
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、は種機、スプリンクラーなど	7	0.143	0.142
		散布機、噴霧機など	7	0.143	0.142
	穀物収穫調製用機具	コンバイン、バインダーなど	7	0.143	0.142
		粉碎機、乾燥機など	7	0.143	0.142
	運搬用機具	トップカーなど	7	0.143	0.142
車両	一般用	軽自動車(例:軽トラック)	4	0.250	0.250
		貨物自動車(例:ライトバン)	5	0.200	0.200

この表に掲げられていない農業用資産については、P15～P17を参考にしてください。

(4) 減価償却費の計算

① 平成19年4月1日以後に取得した場合 【定額法】

次の算式で計算を行い、各年分の必要経費として算入し、耐用年数経過時点において1円になるまで償却します。

【算式】

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{使用月数}/12 \times \text{農業専用割合}$$

② 平成19年3月31日以前に取得した場合 【旧定額法】

償却可能限度額へ達するまでは次の算式で計算します。

償却可能限度額へ到達の翌年以後、5年間で均等になるようにし、1円まで償却します。

【算式】

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法の償却率} \times \text{使用月数}/12 \times \text{農業専用割合}$$

【考え方】

まず、取得価格の5%まで償却を行います。

未償却残高が取得価格の5%になる年は、必要経費算入額は5%になるまでの金額となります。

翌年以降でその取得価格の5%の金額を5年間で1円まで均等償却します。

《備考》

中古資産の耐用年数の見積り方法について【簡便法】

(1) 耐用年数の全部を経過している場合

【例】10年使用したトラクター(新耐用年数7年)を購入した場合

$$\begin{aligned} \text{法定耐用年数} &\times 0.2 = \text{残存耐用年数} \\ (7) &\times 0.2 = (1.4) \Rightarrow [2\text{年}] \end{aligned}$$

【注】

- ・中古資産の耐用年数は最低でも2年
- ・1年未満の端数は切り捨てる

(2) 耐用年数の一部を経過している場合

【例】3年使用したトラクター(新耐用年数7年)を購入した場合

$$\begin{aligned} \text{法定耐用年数} - \text{経過年数} + (\text{経過年数} \times 0.2) &= \text{残存耐用年数} \\ (7) - (3) + (3 \times 0.2) &= (4.6) \Rightarrow [4\text{年}] \end{aligned}$$

【例題 1】新規購入の場合

- 令和4年5月に軽トラックを900,000円で購入した。
 - 軽トラックの耐用年数は4年(償却率0.250)である。
 - 農業に使用する割合は50%である。

償却資產台帳

減価償却の名称等	面積・数量	取得年・月・日	償却方法	耐用年数(A)
軽トラック	1	R4.5.1	定額法	4
(C) 取 得 価 額	(F) 農業専用割合			
900,000円		50%		

【ポイント】

この設例の場合…

- 償却資産が10万円以上であるため、減価償却の計算が必要です。
 - 農業に使用する割合が50%ですので、各年の償却費に50%を乗じた額を経費に算入します。
 - 最終年の令和8年には期末未償却残高1円まで償却を行うことになります。

【例題 2】 下取りのある償却資産の場合

- 令和4年4月に定価2,800,000円の粉碎機を購入した。
 - なお、この購入に関し、平成28年2月に2,000,000円で購入した古い粉碎機の下取価額が450,000円（令和4年2月売却）、値引き額60,000円があり、差引支払額は2,290,000円である。
 - 粉碎機の耐用年数は7年（償却率0.143）である。
 - 農業に使用する割合は100%である。

償却資產台帳

減価償却の名称等	面積・数量	取得年・月・日	償却方法	耐用年数(A)
糊摺り機	1	R4.4.1	定額法	7
(C) 取 得 価 額	(F) 農業専用割合			
2,740,000円		100%		

【ポイント】

この設例の場合…

○ 購入価額から値引価額を差し引いた2,740,000円が取得価額となります。

○下取価額の450,000円は総合課税の譲渡所得となり、農業とは別の計算になります。なお、下取糊摺り機の簿価（未償却残高）260,166円の場合はこの譲渡所得の経費になります。

◆総合課税の譲渡所得の計算

(収入金額) (必要経費) (特別控除額：最高50万円)
 450,000円【下取価額】 - 260,166円【未償却残高】 - 189,834円 = 0円

6 収支内訳書の作成

記帳した帳簿をもとに「月別集計表」を活用して、収入と経費を月別にまとめていけば収支内訳書の作成を容易に行うことができます。

(1) 収支内訳書作成までの流れ

- ① 1年を通じ記帳した帳簿をもとに、収入・経費を「月別集計表」の該当欄に記載していきます。
【注意事項】・JAの購買品については、「購買ご利用明細書」の活用例を参考に科目的帳簿記帳を行う。
・現金購買分については、領収書やレシートをもとに、該当する経費科目別に帳簿記帳を行う。
- ② 家事消費〔米(保有米・縁故米)や自家消費野菜〕は1年間分を一括計上してよいので、月別集計表の裏面(中央部分)を使って計算してください。
- ③ 月別集計表の番号・記号は、収支内訳書の番号・記号と一致しているので、月別集計表「申告額」欄の金額を、収支内訳書の同じ番号・記号へ、次々と転記していきます。
- ④ 減価償却費の計算は、直接、償却資産台帳や収支内訳書の裏面で計算することになります。その際には、前年の計算内容を参考にしながら、本年の償却費を計算していくと分かりやすいです。

(2) 家事消費の計算

米	自家用野菜
販売実績により計算します。	一人あたりの消費金額を見積り、消費実人員を乗じることで、世帯合計消費額を算定します。
〈例〉(1)今年の米の収穫量 (2)農協へ販売した量 (3)農協以外の販売量 (4)保有米・縁故米 事業消費(秋作業2、小作料3) 5袋	〈例〉一人当たりの消費金額 20,000円 世帯構成 消費実人員 成人(2) 2人 子ども(2) 高齢者(2) 2人 合 計 4人 * 子ども高齢者は消費量の観点から0.5人として換算する
米の販売金額 (5) 620,000円(農協@6,200円)+75,000円(農協以外) =695,000円 (6) 米の販売数量(含む農協以外) 110袋 (2)+(3) 1袋の販売単価 6,318円 (5)÷(6)	(一人の消費金額) (消費実人員) (自家消費額) 20,000円 × 4人 = 80,000円
(保有米・縁故米・事業消費) 米の袋数 1袋の単価(例) 自家消費額 25袋 × 6,318円 = 157,950円	《備考》 消費実人員や作付面積に変動がなければ毎年同じ金額を計上しても差し支えありません。

《備考》飯米のみの農家は販売実績がないため、その年の農協などの概算金などをもとに1袋単価を算定する。

(3) 農業専用割合の考え方

農業用・家事用のいずれにも使用する費用については、以下の例を参考にして合理的に見積もって(農業専用割合を乗じて)計算し、農業部分のみの金額を経費に計上します。

なお、軽トラの農業専用割合が50%だとすれば、減価償却費・軽自動車税・任意保険・車検費用など軽トラに関する経費は、同じ比率を乗じて、農業用部分を計算します。

* 車両関係(減価償却費・燃料費・(軽)自動車税・任意保険など)

考え方: 農繁期とそれ以外、走行距離の比率

$$\frac{6か月(4~9月)}{12か月} = 50\%$$

* 建物関係(納屋等の減価償却費・固定資産税・火災保険など)

考え方: 農業用と居住用の面積比率

$$\frac{\text{農業用}(1階の農機具倉庫) 70m^2}{\text{1階の農機具倉庫+2階の生活用物置} 100m^2} = 70\%$$

* 光熱費関係

(農業用動力光熱費としての電気・水道料・灯油代など)

考え方: 農繁期による使用部分と増加分

$$\left. \begin{array}{l} \text{水道料金} 5月引落し(2・3月分) 7,140円 \\ \quad \quad \quad // 7月引落し(4・5月分) 8,950円 \end{array} \right\} \text{差引増加部分} 1,810円$$

(4) 購買ご利用明細表を活用した経費の振り分け

JJAが品目ごとに分類した購買の利用明細書を発行している場合には、以下を参考に経費科目の振り分けを行って、月別集計表に転記。整理すれば便利です。

表 細 明 用 利 二 買 購

2022年1月 ~ 2022年12月

【消費稅10%適用】

庄原農業協同組合

庄原市高野町新市〇〇〇番地

高野耕作 様

当農協でご利用いただいた実績を下記のとおりお知らせいたします。

分類	ご利用日	取扱支所	伝票番号	品名	数量	お買上額	ご入金額	明細残高	入金日	入金支所	入金伝票番号
肥料	21.12.20	庄原配達センター	981700064512	苦土重焼燐	5.00	10,975	10,975	0	22.2.4	本所	9999999999
	22.3.24	庄原配達センター	981700090431	粒状ミネラル	20.00	13,020	13,020	0	22.5.7	本所	9999999999
					↓						
				分類計	49,341	49,341	49,341	49,341	49,341	49,341	49,341
農業	22.3.24	庄原配達センター	981700090280	ドニチ1キロ粒剤	4.00	9,860	9,860	0	22.5.7	本所	9999999999
	22.4.28	JAグリーン庄原	01950004597	エリジョン乳剤	5.00	6,775	6,775	0	22.5.7	本所	9999999999
					↓						
				分類計	74,915	74,915	74,915	74,915	74,915	74,915	74,915
農業資材	22.4.22	JAグリーン庄原	019500004513	アゼナミ35cmタキロン	3.00	6,333	6,333	0	22.4.25	本所	9999999999
				分類計	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333	6,333
購買代金	22.5.7	総領生活センター	020100011516	牛肉(焼肉用)	1.00	3,150	3,150	0	22.5.7	本所	9999999999
				分類計	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
				×[牛肉は生活費なので経費にならない]							
日用雑貨	22.1.22	総領生活センター	020500003693	農業新聞1月	1.00	2,550	2,550	0	22.7.22	本所	9999999999
	22.7.9	総領生活センター	020500005376	家の光前納	1.00	8,380	8,380	0	20.9.30	本所	9999999999
	22.10.12	総領生活センター	020500005619	合羽	1.00	4,158	4,158	0	20.11.15	本所	9999999999
	22.11.15	総領生活センター	020500005809	カッターシャツ	1.00	5,670	5,670	0	20.12.31	本所	9999999999
				分類計	20,758	20,758	20,758	20,758	20,758	20,758	20,758
				×[カッターシャツは生活費なので経費にならない]							

《表面》【記載例】

◆収支内訳書への転記番号

【構造】経費科目の振り分けがどうしてもわからならない場合は、『雑費』に入れてください。★たいただし、経費の内訳が後からみても分かるよう、明確にしておいてください。

訳文の裏面で計算します。

〔記載例〕

この收支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

書訳内支収分年和令

／あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付

《表面》

姓 氏 名	庄原市高野町新市○○番地○	業種名	事業所 所在地
姓 氏 名	タカノ ヨウサク	農園名	氏 名 (名 称)
姓 氏 名	高 野 耕 作	電話番 号	電 話 番 號

令和年月日

科 目		金額 (円)	科 目	金額 (円)
販 売	金 額	①	修 繕	費 リ
家事消費・事業消費金額		745,000	動 力	光 热 費 又
雜 収 入	②	237,950	作 業 用 衣 料 費 ル	40,895
小 計	③	173,370	農 業 共 済 挂 金 フ	5,838
(①+②+③)	④	1,156,320	荷 造 運 貨 手 数 料 ワ	34,400
農 產 物 の 館 卸 期 間	首 末	⑤	土 地 改 良 費 カ	16,000
棚		⑥	ヨ	9,800
計	⑦	1,156,320	タ	
(④-⑤+⑥)			レ	
雇 人 費	⑧	85,136	雜 費 ツ	20,650
小 作 料・賃 借 料	⑨	70,954	農 產 物 以 外 の 酬 卸 高	ネ
減 価 償 却 費	⑩	112,500	期 首 ネ	
賃 倒 金	⑪		期 未 ナ	
利 子 割 引 料	⑫		経 費 か ら 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ラ	
そ 租 稅 公 課	イ	29,539	小 計	398,741
種 苗 費 ロ		18,112	(イ か ら ネ ま で の 計 - ラ)	
の 素 費 ハ			⑬	
他 料 費 ニ			⑭	667,331
飼 具 費 ホ			((⑧ ~ ⑭) ま で の 計 + ⑬)	
農 費 ヘ		60,147	経 費 計	488,989
農 薦 衛 生 費 ト			専 徒 者 控 除 (⑭ - ⑬)	
諸 材 料 費 チ			所 得 金 額 ((⑭ - ⑬) ⑭)	488,989
経 費			専 徒 者 控 除 (⑭ - ⑬)	
諸 材 料 費 チ			所 得 金 額 ((⑭ - ⑬) ⑭)	488,989
			⑭ の う ち 肉 用 牛 に つ い て 特 別 の 適 用 を 受 け る 金 額	

番号

氏名・住所又は作業名	日数	現金 現物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
庄原市高野町新市50-1 田植 △△太朗	延日 1.0	10,000 円	10,000	円
庄原市高野町新市50-1 刈取 □□一郎	3.0	62,500 12,636	75,136	
その他(人分)				
計			(8)	85,136

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作物、賃耕料等の別	面積・数量	支 払 額
庄原市比和町123-5 ☆☆三郎	小作物	a 90kg	18,954円
庄原市高野町新市 JAライスセンター	施設利用料		52,000円

○事業専従者の氏名等

稅務署整理欄

《裏面》

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 〔頭羽数〕	販売金額	農産物の棚卸高		農産物等の種類品名等	作付面積 〔頭羽数〕	販売金額	農産物の棚卸高	
			期首数量	期末数量				期首数量	期末数量
米(事業消費)	65a	695,000 円	126,360 円	31,590					
野菜				80,000					
米(追加清算金)		30,000			(B) 小計				
くず米		20,000			農産物計(A+B)	耕作面積a 頭羽			
					畜産物その他				
					(C) 小計				
(A) 小計		745,000	237,950		合計(A+B+C)		① 745,000	② 237,950	③ 73,370

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額(償却保証額)	② 債却率 〔償却基礎額になるる金額〕	③ 債却方法	耐用年数	④ 債却率 〔償却率又は改定償却率〕	⑤ 本年中の償却額	⑥ 本年分の普通償却額(ロ×ハ×ニ)	⑦ 本年分の償却額(ホ×ハ×ニ)	⑧ 本年中の償却期間	⑨ 本年分の償却額(ホ×ハ×ニ)	⑩ 本年分の償却額(ホ×ハ×ニ)	⑪ 本年分の必要経費算入額(ト×チ)	⑫ 事業専用割合	⑬ 未償却残高(期未残高)	摘要
軽トラック	1	R4.5.1	900,000	900,000	定額	4	0.250	8/12	150,000	0	150,000	0	50	75,000	75,000		
穀摺り機	1	R4.4.1	2,740,000	2,740,000	定額	7	0.143	9/12	293,865	0	293,865	0	100	293,865	2,446,135		
計																	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ(イ)欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産年	イ タイ 前年の前年から越 繰 純額	ロ 本年中の種苗費、種付料、畜産農薬等の投下費用	ハ 本年中の肥料、農薬等の投下費用	ニ 小計	ホ 育成中の果樹等から生じた収入金額	ヘ 本年に取得価額に加算する金額	ト 本年中に成績熟したものの取得価額	チ 成績熟したものの取得価額	ラ チ+ヘトの額への繰越額	ル ハ、ホの額の計算方法
計											

○本年中ににおける特殊事情

減価償却資産の耐用年数表

① 建 物 『別表第一』によります。(種苗用ビニールハウスは別表第二によります)

構造又は用途	細 目	耐用年数	
木造又は 合成樹脂造のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの (ただし、著しく腐食性、及び蒸気の影響を直接全面的に受けるもの、著しく潮解性の固体を常置するものを除く)	22 年 15	
木造モルタル造のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	20 14	
簡易建物	・木製主要柱が10cm角以下で、トタンぶき 等 ・掘立造のもの及び仮設のもの	10 7	
金 屬 造	骨格材の肉厚が 4mm超のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	34 31
"	3mm超 4mm以下のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	27 24
"	3mm以下のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	19 17
れんが造、石造、 ブロック造のもの	・店舗用、住宅用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	38 34	
鉄骨鉄筋コンクリート造又 は鉄筋コンクリート造のも の	・住宅用のもの ・店舗用のもの ・倉庫用、作業場用のもの	47 39 38	
種苗花き園芸設備	種苗用ビニールハウス 種苗用以外のビニールハウス(主として金属製のもの) (それ以外のもの)	7 10 5	
温 室(構築物・農林業用の金属造のもの) *ただし、温室が「家屋」として固定資産税が賦課されている場合は、「建物」の耐用年数による		14	

② 農林業用償却資産

『別表第一』によります。

構造又は用途	細 目	耐用年数
主としてコンクリート造 ・れんが造、石造又は ブロック造の構築物	○ 果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備及び牧さく (電気牧さくを含む。) ○ その他のもの、(例示:頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水槽、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜ等)	14 年 17
主として金属造の 構築物	○ 斜降索道設備 ○ その他のもの(例示:農用井戸、かん水用又は果樹棚等)	14 14
主として木造の構築物	例示:果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稻架、牧さく (電気牧さくを含む)等	5
土管を主とした構築物	例示:暗きよ、農用井戸、かんがい用配管 等	10
他の構築物	例示:薬剤散布及びかんがい用塩化ビニール配管 等	8

『別表第二』によります。(きのこ栽培用ほだ木は別表第一によります)

構造又は用途	細 目	耐用年数
電動機	例示:モーター	7 年
内燃焼機関、ボイラー及びポンプ	例示:ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン、ボイラー 等	7
トラクター	<input type="radio"/> 歩行型トラクター(耕運機) <input type="radio"/> その他のもの(例示:乗用型トラクター等)	7 7
栽培管理用機具	例示:たい肥散布機(マニアスプレッダ)、石灰散布機(ライムソワー)、 は種機、施肥は種機(ブロードキャスターを含む。)、 田植機 、移植機、 育苗機、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャ、暖房機、管理機 等	7
防除用機具	例示: 散粉機 、 噴霧機 、ミスト機 等	7
穀類収穫調製用機具	<input type="radio"/> 自脱型コンバイン 、 刈取機 (ウンドローワを除き、 パンダー を含む。) 稲わら収集機(自走式のものを除く)、 わら処理カッター <input type="radio"/> その他のもの 例示:普通型コンバイン、ウンドローワ、 糲すり機 、 脱穀機 、 穀物乾燥機	7 7
飼料作物収穫調製用機具	<input type="radio"/> モーア、飼料細断機 等 <input type="radio"/> その他のもの (例示:ハーベスター 等)	7 7
果樹・野菜又は、花き収穫調製用機具	<input type="radio"/> 野菜洗浄機、清浄機及び堀取機 <input type="radio"/> その他のもの (例示:しいたけ乾燥機、果実洗浄機等)	7 7
他の農作物収穫調製用機具	<input type="radio"/> い草刈取機、い草選別機、い割機、い苗分割機、粒選機 等 <input type="radio"/> その他のもの (例示:こんにゃく乾燥機 等)	7 7
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く)	<input type="radio"/> 花蓮織機及び畳表織機 <input type="radio"/> その他のもの 例示:選果機、選別機、ワックス処理機、自動製函機、等	7 7
家畜飼養管理用機具	<input type="radio"/> 自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、マット、 畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん尿焼却機 <input type="radio"/> その他のもの (例示:飼料粉碎機、飼料配合機等)	7 7
運搬用機具	例示:トレーラー、リヤカー、ワゴン、モノレールカー、 動力運搬車 (一輪車又は二輪)、トップカー等	7
養蚕用機具	<input type="radio"/> 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし <input type="radio"/> その他のもの 例示:蚕自動飼養装置、稚蚕飼育用温湿度自動調整装置 等	7 7
その他の機具	<input type="radio"/> きのこ栽培用ほだ木 ・ 生しいたけ栽培用のもの ・ その他のもの <input type="radio"/> 乾燥用バーナー <input type="radio"/> その他のもの ・ 主として金属製のもの ・ その他のもの	3 7 7 7 7

③車両(別表第一)

車両及び運搬具で一般用のもの	○ 軽自動車(660cc以下) ← 軽四輪(軽トラなど)	4年
	○ 貨物自動車 ・ダンプ式 ・その他のもの	4
	○上記以外のもの	5
	← トラック、ライトバン	6

④機械及び装置(別表第二30番)

設備の種類	細 目	耐用年数
総合工事業用設備	○ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	年 6

⑤生物(別表第四)

畜 種	耐用年数
乳用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	4年
乳用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年
肉用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	6年
肉用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年

◆ 償却率表(定額法)

耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率	
	H19.4.1 以後取得分 償却率	H19.3.31 以前取得分 償却率		H19.4.1 以後取得分 償却率	H19.3.31 以前取得分 償却率		H19.4.1 以後取得分 償却率	H19.3.31 以前取得分 償却率
	定額法	旧定額法		定額法	旧定額法		定額法	旧定額法
年 2	0.500	0.500	年 19	0.053	0.052	年 36	0.028	0.028
3	0.334	0.333	20	0.050	0.050	37	0.028	0.027
4	0.250	0.250	21	0.048	0.048	38	0.027	0.027
5	0.200	0.200	22	0.046	0.046	39	0.026	0.026
6	0.167	0.166	23	0.044	0.044	40	0.025	0.025
7	0.143	0.142	24	0.042	0.042	41	0.025	0.025
8	0.125	0.125	25	0.040	0.040	42	0.024	0.024
9	0.112	0.111	26	0.039	0.039	43	0.024	0.024
10	0.100	0.100	27	0.038	0.037	44	0.023	0.023
11	0.091	0.090	28	0.036	0.036	45	0.023	0.023
12	0.084	0.083	29	0.035	0.035	46	0.022	0.022
13	0.077	0.076	30	0.034	0.034	47	0.022	0.022
14	0.072	0.071	31	0.033	0.033	48	0.021	0.021
15	0.067	0.066	32	0.032	0.032	49	0.021	0.021
16	0.063	0.062	33	0.031	0.031	50	0.020	0.020
17	0.059	0.058	34	0.030	0.030			
18	0.056	0.055	35	0.029	0.029			

(義務者氏名) 高野 三郎

令和4年度 固定資産税(土地・家屋)課税明細書(1)			通知書番号		義務者番号	
資産	所在 地	登記地目又は現況種類、用途 (家屋番号)	(家:1F以外)	価額	軽減税額	所 有 者
		現況地目又は現況構造	面積(家:1F)	課税標準額	特例軽減等	前年度課税標準額
土地	高野町△△△△ (耕)番	田		215,359		
		田	1,875.00	215,359		215,359
土地	高野町△△△△ (耕)番	畠		9,360		
		畠	225.00	9,360		9,360
土地	高野町△△△△ (耕)番	田		201,691		
		田	1,756.00	201,691		201,691
土地	高野町△△△△ (耕)番	宅地		2,012,528		
		宅地	737.19	341,248	住宅用地	311,966
土地	高野町△△△△ (耕)番	原野		1,199		
		原野	129.00	1,199		1,199
土地	高野町△△△△ (耕)番	畠		6,073		
		畠	148.00	6,073		6,073
土地	高野町△△△△ (耕)番	田		2,147,971		
		宅地 ←農業用建物の宅地	633.62	1,279,250		1,171,852
土地	高野町△△△△ (山)番	畠		13,423		
		畠	499.00	13,423		13,424
土地	高野町△△△△ (山)番	山林		90,379		
		山林	7,173.00	90,379		90,379
家屋	高野町△△△△番地 (0-0-0-1)	付属家	納屋	75.20	69,144	
		木造		103.30	69,144	-
家屋	高野町△△△△番地 (...)	農家住宅	居宅	53.71	341,846	
		木造		126.44	341,846	-
家屋	高野町△△△△番地 (...)	専用住宅			906,347	
		木造		32.93	906,347	-
家屋	高野町△△△△番地 (...)	付属家	農機舎		58,444	
		木造		23.99	58,444	-

«農業の経費として固定資産税を計上するためには»

農業関係の課税標準額の合計額×0.014

※ただし、農業用・家事用いずれにも使用している場合には、
課税標準額から家事用部分を除いて計算してください。

$$1,852,744 \text{円} \times 0.014 = 25,939 \text{円}$$

★課税明細書は、固定資産税の納税通知書と一緒に冊子にして5月中旬に送付していますので、大切に保存してください。

7 畜産農家特有の収入金額

次のようなものが、畜産農家特有の収入になります。

科 目	収支内訳書の 番号記号	収 入 の 内 容	留意事項
販 売 金 額	①	イ 畜産物(牛乳・子畜・成畜・卵など)の販売金額 ロ 堆肥、牧草などの副産物の販売	家族名義の出荷が計上漏れにならないように！
家 事 消 費 事 業 消 費	②	ハ 畜産物の自家消費	*自家消費は年間分を一括計上します。 *事業消費は、現物を金額に置き換えて収入・経費に同じ額を計上します。
雜 収 入	③	ニ 畜作物に対する各種共済金、補償金・補填金等(飼料価格安定基金など) ホ 畜産業の休止、転換、廃止に伴う収益の補償金 ヘ 事業に対する各種補助金、奨励金(市等からの給付金など) ト 種付料	

《備考》

減価償却資産(業務用に供していた乳用牛や繁殖牛など)を廃牛として譲渡する場合は、原則として総合譲渡所得になります。

8 畜産農家特有の必要経費

次のようなものが、畜産農家特有の経費になります。

科 目	収支内訳書の 番号記号	経 費 の 内 容	必 要 経 費 に な ら い も の
減 価 償 却 費	⑩	業務に供している乳用牛・繁殖牛の償却	*販売用動物は除く
素 畜 費	ハ	子牛等の購入費、購入のための諸経費(取引運賃等) 生産検査費用、種付費	
飼 料 費	ホ	購入飼料費	
農 藥 衛 生 費	ト	家畜用薬剤や家畜診療費、削蹄料等	

《留意事項》

牛馬が成畜になるまでに要した費用(購入費・飼料費・種付費など)は、経費から差し引く【育成費用】として別途計上し、成畜になったら減価償却資産の取得価額へ計上し、減価償却資産として経費計上していきます。

9 畜産農家特有の減価償却の計算

(1)生物の減価償却

計算方法は6ページを参照してください。

耐用年数

畜種	耐用年数
乳用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	4年
乳用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年
肉用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	6年
肉用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年

※ 繁殖用の雌牛の償却開始時期は初めてその牛の妊娠(受胎)を確認したとき

(2)取得価額(育成費用)について

取得価額(育成費用)の算出にあたっては、生年月日、購入金額、初めて妊娠した日などを控えておく必要があります。

育成費用は、素畜費及び妊娠までの飼料費から算出できます。

【例題】

- 令和4年5月に肉用繁殖雌牛を480,000円で購入した。
- 肉用牛繁殖用雌牛の耐用年数は6年(償却率0.167)である。

償却資産台帳

減価償却の名称等	面積・数量	取得年・月・日	償却方法	耐用年数(A)
				取得時
たかのやま1	1	R4.5.10	定額法	6
(C) 取 得 価 額	(F) 農業専用割合		取得・改良等の記録	
480,000円		100%		

償却年	(A) 耐用 年数	(B) 償却率	(G) 本年中の償 却期間	(H) 本年分の 普通償却費 (C) × (B) × (G))	(I) 特別 償却費	(J) 本年分の 償却費合計 (H)+(I)	本年分の 必要経費 算入額 (J) × (F)	(K) 未償却残高 (期末残高) (C) or (K) - (J)	摘要
R04	6	0.167	8 /12	53,440	0	53,440	53,440	426,560	
R05	6	0.167	12 /12	80,160	0	80,160	80,160	346,400	
R06	6	0.167	12 /12	80,160	0	80,160	80,160	266,240	
R07	6	0.167	12 /12	80,160	0	80,160	80,160	186,080	
R08	6	0.167	12 /12	80,160	0	80,160	80,160	105,920	
R09	6	0.167	12 /12	80,160	0	80,160	80,160	25,760	
R10	6	0.167	4 /12	25,759	0	25,759	25,759	1	
				以下余白					

【ポイント】

この設例の場合…

○償却資産が10万円以上であるため、減価償却の計算が必要です。

○最終年の令和10年には期末未償却残高1円まで償却を行うことになります。

10 免税・5%課税・総合課税の概要

※ 消費税は免除されません。

※ 肉用牛の飼育のみを行う畜産專業農家などは農業を営む者に該当しません。

(1) 売却した肉用牛が、全て免税対象飼育牛である場合

・その売却により生ずる農業所得に対する所得税が《免除》されます。

(免税牛以外の農業所得・その他の所得は、課税されます。)

(2) 売却した肉用牛に、免税対象飼育牛に該当しないものがある場合

(売却した肉用牛全てが免税対象飼育牛に該当しない場合を含む)

・次の①、又は②のいずれかの方法により計算した《所得税が課税》されます。

①通常の総合課税による所得税…免税対象飼育牛の売却を含んで計算した所得税

いずれか

②下図より次の算式による所得税…(Ⅰ) + (Ⅱ)

内容区分	内 容		税率等
肉用牛	【特定の肉用牛】 [1]特定の市場において売却した肉用牛 [2]農協等に委託した1歳未満の肉用子牛	免税対象飼育牛 ○売却価額100万円(一定の交雑種に該当する場合は80万円)未満、乳牛の場合は売却価額50万円未満、又は高等登録等 ○売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内	免 稅
	★その他の肉用牛	免税対象飼育牛以外の売却価額 <消費税を含む>	売却価格の5% (Ⅰ)
	その他	【特定の肉用牛】以外による所得金額 肉用牛を除く農業所得やその他の総合課税所得金額	
		通常の総合課税の税率 (Ⅱ)	

※肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、その適用期限が令和5年分まで3年間延長されました。(措法25)

注意事項

①消費税を上乗せする前の金額が100万円以上でも、高等登録又は育種登録がなされていれば「免税」となります。(生産者補給金等の交付があれば、これを加算する。)

②家畜商等への売却は、該当しません。

③次のものは対象になりません。

牛の胎児、種雄牛、子牛の生産の用に供された乳牛の雌牛

④買入れた肉用牛は飼育期間2ヶ月以上の場合に対象となります。

<特例計算での留意事項>

①免税適用の場合………「適用条文」欄に『措法25条』と記載する。

「肉用牛売却証明書」、「肉用子牛売却証明書」を添付する。

②5%課税適用の場合………「適用条文」欄に『措法25条』と記載する。

「肉用牛売却証明書」、「肉用子牛売却証明書」を添付する。

「肉用牛の売却による所得の税額計算書」を添付する。

③総合課税となる他の肉用牛の場合

肉用牛全体の収支計算を行い、免税・5%課税とそれ以外に区分けする。

※必要経費について、「免税・5%」と「それ以外」との区分が明確にできない

場合は、a. 飼養頭数, b. 飼養日数, c. 収入金額など合理的な基準による
ものとする。(この場合は、その計算方法を継続するものとする。)

11 免税所得と非課税所得の違い

免税所得と非課税所得の違いは次のとおりです。

	免 税 所 得	非 課 税 所 得
なぜ	国の政策を推進するため税を免除する	社会通念等に照らして税を課さないこととする
どうのようには違うのか	①免税の適用を受けるためには、確定申告書を提出し、所定の事項を記載する必要があります。(肉用牛売却証明書の添付が必要) ②免税所得に対応する税額部分のみが免除されます。 ③税は免除されますが、合計所得金額には含まれます。(扶養控除などを判定する際には、免税所得を含んだ上で判定します。)	①申告等の手続きは、必要ありません。 ②非課税所得に損失が生じても、その損失は無いものとされます。 ③各種所得の計算上、最初からなかったものとして考えます。(扶養控除などを判定する際には、非課税所得はないものとして判定します。)

12 家畜共済金の取り扱い

○死廢牛の受取共済金は、次のとおり、原則「非課税」です。

死亡(屠殺による死亡は除く)………非課税

廃用(範囲指定あり)……………非課税

<廃用の範囲>

- ・疾病や不慮の傷害により、死に瀕したとき
- ・不慮の災害により、救うことのできない状態に陥ったとき
- ・骨折、両眼失明、又は農林水産大臣が指定する疾病等のため、治癒する見込みがないとき
- ・その他、繁殖能力や泌乳能力を失ったり、使用価値がないことが明らかなとき

疾病や傷害……………診療費用と相殺